

辰野町 DX 推進戦略

「資源・魅力・可能性を融合した光り輝く辰野町を目指して」

【第 2.0 版】

改定日	改定版	改定内容
令和 6 年 4 月 1 日	第 2 版	・総務省自治体 DX 推進計画第 2.3 版改定に基づき改定

令和 6 年 4 月



目次

第1章 DX 推進戦略策定の背景	3
1 はじめに	4
2 国の動向	
3 長野県の DX 推進	5
4 辰野町 DX 推進戦略の策定	
第2章 辰野町の取組	6
1 DX 推進戦略の目指す姿	7
2 DX 推進体制	
3 辰野町第6次総合計画との位置づけ	8
4 DX 推進戦略対象期間	
第3章 DX 推進施策	9
1 辰野町 DX 推進分類	10
2 辰野町 DX 推進ロードマップ	
3 辰野町 DX 推進施策	11
(1) 自治体 DX の重点取組事項	
(2) 自治体 DX の取組とあわせて取り組むデジタル社会の実現に向けた取組	
(3) 辰野町において必要に応じ実施を検討する取組	
4 施策の実施について	14

第 1 章 DX 推進戦略策定の背景

1 はじめに

少子高齢化、人口減少の進行、暮らしや働き方に対する多様な価値観の変化により、これまで以上の速さで物事が変化する新しい時代を迎えています。

令和2年度辰野町の国勢調査の人口は18,555人で平成27年と比較し1,215人減少しました。今後令和12年(2030年)には15,674人、令和22年(2040年)には12,913人に減少していくことが予想されます。

このような人口減少は行政職員や地域を担う人の減少を意味しており、公共施設や道路などの維持管理や行政事務を行うことができなくなる可能性があります。一方で、住民ニーズは多様化し、行政の仕事はますます複雑・多岐にわたっています。

そのような中で、インターネットの普及、スマートフォンをはじめとした各種デバイスの小型化・高機能化、搭載されるアプリケーションの高性能・低価格化・利用のしやすさ、選択肢の劇的な増加などデジタル技術はわれわれの身近なものになり一般化しています。今まさに、従来の「ヒト・モノ・カネ」の社会関係資本にデジタル技術が加わり、活用できるようになる時代となりました。

だからこそ、こうした技術を活用し、公共事業や行政事務を効率的にすすめていくことがこれからの時代には重要となってきています。

2 国の動向

デジタル改革関連法が施行され、総務省では、令和2年12月25日に「デジタル・ガバメント実行計画」における自治体関連の各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、関係省庁による支援策等を取りまとめた「自治体DX推進計画」を策定しました。

自治体が自ら担う行政サービスについて、デジタル技術やデータ、AIを活用して住民の利便性の向上と業務効率化を図り、行政サービスのさらなる向上につなげていくことが求められています。このことを踏まえ、自治体が着実にDXに取り組めるよう、令和3年7月には「自治体DX推進手順書」が作成されました。

その後「骨太の方針2022」において、「自治体DX計画改定により、国の取り組みと歩調を合わせた地方自治体におけるデジタル化の取り組みを推進する」ことを受けて、令和4年9月「デジタル社会の実現に向けた重点計画」「デジタル田園都市国家構想基本方針」において国が掲げる理念や支援策等を自治体DXの取り組みと合わせて取り組むべき事項となりました。

さらに、総務省では、「規制改革実施計画」(令和5年6月16日閣議決定)や「規制改革推進に関する中間答申」(令和5年12月26日規制改革推進会議決定)において、eLTAXを活用した公金収納の取組を進めることが記載されたこと等を踏まえ、令和6年2月22日に「自治体DX推進計画 第2.3版」として改定されました。

3 長野県の DX 推進

長野県は、Society 5.0^{※1}時代を見据えて、県内の 5G などのインフラ整備を促進し県民や県内企業、県外の人や企業にも魅力的な地域にすることを目的に、DX を進めています。デジタル技術の特徴である「汎用化」と「ネットワーク効果」を活かし、広域で多様な連携による効率化・デジタル投資の費用対効果の向上を実現させるものとしています。

実現に向けては、県民生活と行政 DX を推進する「スマートハイランド推進プログラム^{※2}」を実施し、デジタル技術の特徴を最大化するためキャッシュレスの推進や地域交通の最適化など 7 つのプログラムを推進、併せて県と 77 市町村が協働で DX を進めています。また IT 産業と IT 人材の集積地信州を目指す「信州 IT バレー構想^{※3}」の 2 つの柱を掲げ、推進体制を整備し進めていきます。

(※1~3) 長野県 DX 戦略

<https://www.pref.nagano.lg.jp/DX-promo/DX/2007DXsenryaku.html>

4 辰野町 DX 推進戦略の策定

辰野町では資源・魅力・可能性を 3 原色とし、それぞれを融合して未来に向けた種をまくため、3 つの X (BX・DX・GX) を掲げ、大きな改革に取り組みます。

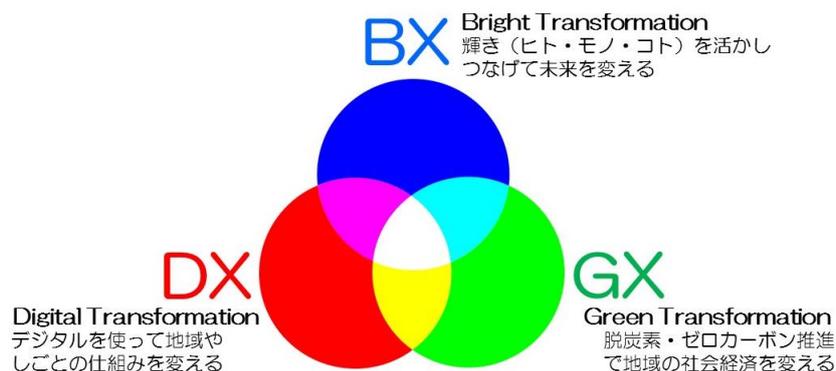
人口減少、少子高齢化、地域の担い手不足など、社会課題は複雑化、多様化しており、住民ニーズに柔軟に対応し持続可能なサービスを提供していただくことが求められます。

自治体が行う DX は、これまでの情報化とは異なり、単なるシステムの導入や更新だけでなく、業務手順の見直しや、職員一人ひとりの生産性・適応性を向上させ、組織の在り方等を変える大きな改革が必要です。

そのため、辰野町では、総務省の「自治体 DX 推進計画」に基づき、デジタル技術の導入による行政サービスや住民の利便性の向上を図ることを目的として本戦略を策定します。

さらに、総務省が改定した「自治体 DX 推進計画 第 2.3 版」に基づき、今回、「辰野町 DX 推進戦略 第 2 版」の策定を行いました。

辰野町にある光 (=資源・魅力・可能性) の 3 原色 = 3X



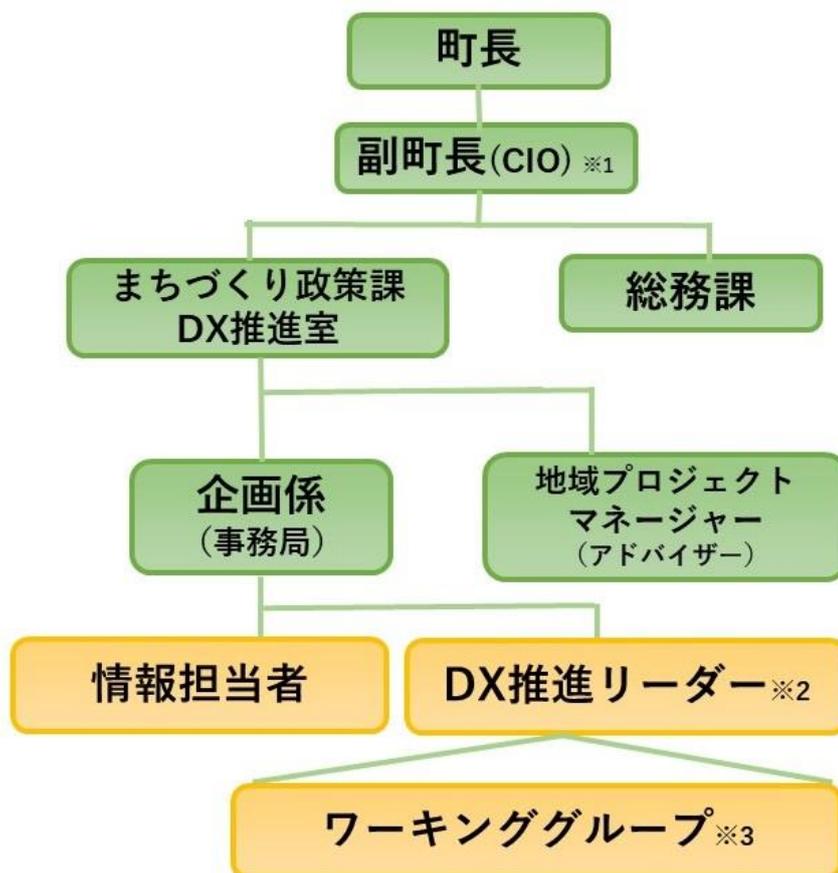
第2章 辰野町の取組

1 DX 推進戦略の目指す姿

1. 住民ニーズの多様化に「ワンストップ・フロー（いつでも・どこでも・すみやかに）」で効果的に対応する。
2. 業務手順の見直しをはかり、職員一人ひとりの生産性・適応性を向上させる。

業務や住民サービスの見直しを行い「ワンストップ・フロー」を合言葉に、住民の方も、職員も、共に負担が軽減され、時間などに余裕が生まれ、相互にとってメリットがある関係を目指します。

2 DX 推進体制



所属を越えたプロジェクトチームの発足や、外部アドバイザーの活用、ワーキンググループ※の設置等、全庁一丸となり推進していきます。

※1 CIO : Chief Information Officer (最高情報統括責任者)

※2 DX 推進リーダー : 各課においてデジタル活用や意識醸成を牽引する

※3 ワーキンググループ : グループワーク形式にて全庁における現状課題の分析・施策検討

3 辰野町第6次総合計画との位置づけ

辰野町第6次総合計画における基本方針2を実現します。

「方針2 デジタル化など技術の発展や社会の変化を活かしたまちづくり」

これからの10年で、ICT、IoT、AI技術の発展はますます急速になります。これらの技術の発展は、新たな産業や生活の利便性を高めるうえで好機となり得ます。技術革新をいち早く活用することで、日常の生活や地域課題の解決に役立てます。また、町民がこれらの技術を十分に使いこなすことができるよう、環境整備や学習機会を設けます。

4 DX推進戦略対象期間

本戦略は、令和4年度から令和7年度までを対象期間とします。

戦略の内容については、第6次総合計画や国の政策動向等を踏まえ随時見直しを行います。

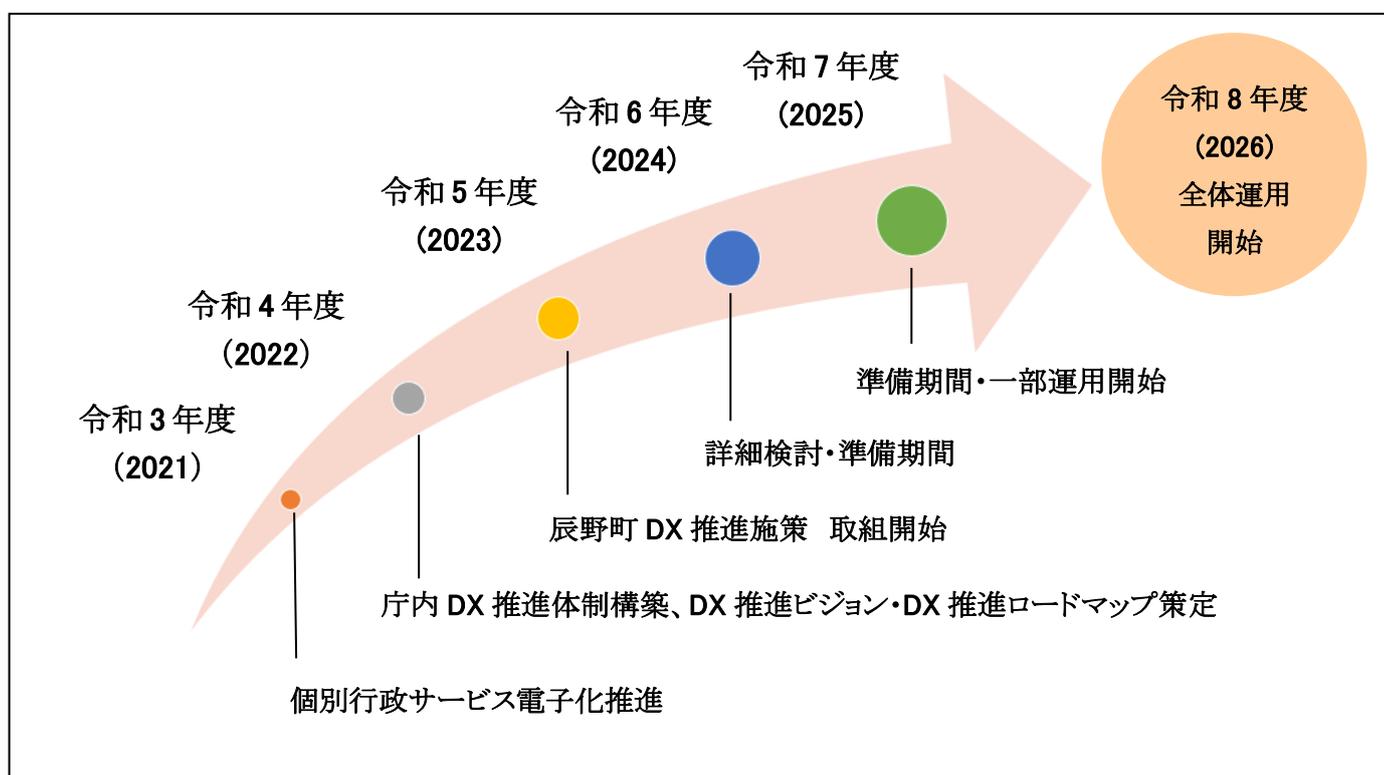
第 3 章 DX 推進施策

1. 辰野町 DX 推進分類

- (1) 自治体 DX の重点取組事項
- (2) 自治体 DX の取組とあわせて取り組むデジタル社会の実現に向けた取組
- (3) 辰野町において必要に応じ実施を検討する取組

当町における DX 推進施策は、「自治体デジタル・トランスフォーメーション (DX) 推進計画」(総務省、令和 4 年 9 月 2 日)に基づき、上記の 3 分類にて総合的に推進します。

2. 辰野町 DX 推進ロードマップ



3. 辰野町 DX 推進施策

(1) 自治体 DX の重点取組事項

取組事項	具体的な取り組み内容
1) 自治体フロントヤード改革の推進	自治体窓口 DX として「書かないワンストップ窓口」の取組みを推進し、「書かない」「待たない」「迷わない」「行かない」窓口を目的とする「フロント」改革に取り組みます。また自宅でのオンライン来庁予約、近隣の郵便局・公民館での申請サポートやリモート相談、来庁時のセルフ端末、個別ブースでの丁寧な相談など、町民との多様な接点を実現します。
2) 自治体情報システムの標準化・共通化	行政サービスに係る基幹系 20 業務システムについて、国が新たに構築する全国的なクラウドシステム (Gov-Cloud: ガバメントクラウド) を活用して、ワンストップとなるためのデジタル化を進めていきます。また、町民の利便性の向上をはかるため、以下の手続きについてのデジタル化も行っています。 <対象業務> ・児童手当 ・住民基本台帳 ・選挙人名簿管理 ・固定資産税 ・個人住民税 ・法人住民税 ・軽自動車税 ・就学 ・国民健康保険 ・国民年金 ・障害者福祉 ・後期高齢者医療 ・介護保険 ・生活保護 ・健康管理 ・児童扶養手当 ・子ども、子育て支援 ・戸籍 ・戸籍の附票 ・印鑑登録事務 <新たに加える手続き> 文化・スポーツ施設等の利用予約、自動車税関連手続き、水道使用開始届等 (自治体 DX V2.3 P20~21 参照)
3) 公金収納における eLTAX の活用	公金の性質上、全国的に共通の取り扱いとする必要がある、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料、道路占用料、行政財産目的外使用許可使用料、河川法上の流水占用料等について eLTAX を活用した納付を進めます。また、普通会計に属する全ての公金ならびに公営事業会計に属する公金のうち水道料金及び下水道使用料について eLTAX の活用を検討します。
4) マイナンバーカード普及促進・利用の推進	2022 年度末にほぼ国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指す方針の下、辰野町においても全町民へのマイナンバーカード保有促進と効果的な活用に関する検討、「使って便利」なマイナンバーカード利用促進のための周知活動を行っていきます。さらに、2024 年 (令和 6 年) 秋の健康保険証の廃止を見据え、マイナンバーカードの理解を促進していきます。
5) セキュリティ対策の徹底	安心してデジタル技術を活用するために、あらためてセキュリティ対策を見直し、業務の利便性・効率化の向上を行っていきます。 ①辰野町セキュリティポリシーの改正 ②セキュリティ対策の推進 等

6) AI・RPA の利用促進	AI・RPA などのデジタル技術を有力なツールと位置づけ、積極的に活用していきます。
7) テレワークの推進	業務の効率化を図り、行政サービスの向上をめざし、また、職員一人ひとりのライフステージに合った多様な働き方を実現できるテレワーク推進を行っていきます。
<p>参考：</p> <p>【令和5年4月】</p> <p>3) 行政手続きのオンライン化</p>	<p>国が定める特に利便性の向上に資する 27 手続き及び転出・転入手続き関係について、マイナンバーカードを用いて『マイナポータル』からオンラインで電子申請ができるようになります。</p> <p><子育て関係 15 手続き></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求 ・児童手当等の額の決定の請求及び届出 ・氏名変更/住所変更等の届出 ・受給事由消滅の届出 ・未支払の児童手当等の請求 ・児童手当等に係る寄附の申出 ・児童手当に係る寄附変更等の申出 ・受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出 ・受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出 ・児童手当等の現況届 ・支給認定の申請 ・保育施設等の利用申込 ・保育施設等の現況届 ・児童扶養手当の現況届の事前送信 ・妊娠の届出 <p><介護関係 11 手続き></p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護、要支援認定の申請 ・要介護、要支援更新認定の申請 ・要介護、要支援状態区分変更認定の申請 ・居宅（介護予防）サービス計画作成(変更)依頼の届出 ・介護保険負担割合証の再交付申請 ・被保険者証の再交付申請 ・高額介護(予防)サービス費の支給申請 ・介護保険負担限度額認定申請 ・居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請 ・居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請 ・住所移転後の要介護、要支援認定申請 <p><被災者支援関係 1 手続き></p> <ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書の発行申請手続 <p><転出・転入手続き関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・引越しワンストップサービス

<スケジュール>

取組事項	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1) 自治体フロントヤード改革の推進	各種手続きのオンライン化				
		検討開始	実施準備		運用
2) 自治体情報システムの標準化・共通化		検討開始	実施準備	運用	
3) 公金収納におけるeLTAXの活用		検討開始	実施準備		運用
4) マイナンバーカード普及促進	普及促進	活用啓蒙促進			
5) セキュリティ対策の徹底	ポリシー見直し	ポリシー運用	セキュリティ対策の推進		
6) AI・RPAの利用促進	準備・検討	一部運用	運用開始		
7) テレワークの推進	試用開始	本格実施			
参考 【令和5年4月】 3) 行政手続きのオンライン化	準備	運用開始			

(2) 自治体DXの取組とあわせて取り組むデジタル社会の実現に向けた取組

取組事項	具体的な取り組み内容
1) デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化	<p>デジタル田園都市国家構想基本方針に基づき、光ファイバーの全国的な展開や5Gサービスの開始、ローカル5Gの導入等情報通信基盤の整備の進展を踏まえて、今後これらの基盤を有効に活用し、デジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化をすすめていきます。</p> <p>①デジタル社会の恩恵を高齢者など多くの住民が実感できるためのデジタル活用支援</p> <p>②地域におけるデジタル人材の確保・育成</p> <p>③条件不利地域等におけるデジタル技術を活用したサービスの高度化</p> <p>④デジタル技術を活用した観光振興や働く場の創出など魅</p>

	<p>力ある地域づくりの推進</p> <p>⑤デジタル技術を活用した安心・安全の確保</p> <p>⑥中小企業のデジタル・トランスフォーメーション支援等</p>
2) デジタルデバイス対策	<p>年齢や障がいの有無、性別、国籍、経済的な理由等にかかわらず、すべての町民が日々の生活でデジタル技術の恩恵を広く受けられるよう、環境の整備、支援策を充実させ、誰一人取り残されないデジタル社会の実現を目指します。</p> <p>①だれでも容易に操作できる仕組みづくり</p> <p>②多言語に対応した仕組みづくり</p> <p>③音声からデジタルへの変換技術を活用した仕組みづくり</p> <p>④デジタル支援員による住民への支援の仕組みづくり等</p>
3) デジタル原則に基づく条例等の規制の点検・見直し	<p>目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制の7項目の規制について、デジタル化を阻害する規制・制度の見直しを進めます。</p>

<スケジュール>

取組事項	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1) 地域社会のデジタル化		詳細検討	準備	運用
2) デジタルデバイス対策		詳細検討	準備	運用
3) 規制の点検・見直し		詳細検討	見直し	運用

(3) 辰野町において必要に応じ実施を検討する取組

取組事項	具体的な取り組み内容
1) BPR の取組の徹底	<p>国が進める行政手続きにおける署名・押印・対規制の抜本的な見直しに伴い、行政手続きのデジタル化に向けた取り組みをはじめます。</p> <p>①ペーパーレス化</p> <p>②デジタルを活用した情報発信</p> <p>③子育て支援のデジタル化</p> <p>④キャッシュレス化</p> <p>⑤マイナンバーカードを活用した地域振興</p> <p>⑥地域公共交通予約のデジタル化</p> <p>⑦公共施設予約のデジタル化</p>

	⑧総合福祉関連のシステム化 ⑨議会のオンライン化 ⑩人事管理のオンライン化 ⑪庁内 ICT ツールの活用・オンライン化 ⑫ネットワーク整備
2) オープンデータの推進・官民データ活用の推進	町が保有するデータを二次利用しやすい形で公開するオープンデータの取組を拡充し、住民・企業・団体等による地域の課題解決や新たな価値・文化の創造につなげます。

<スケジュール>

取組事項	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1) BPR の取組の徹底	課題検討	準備・試行	一部運用	運用
2) オープンデータの推進・官民データ活用の推進	課題検討	詳細検討	準備	運用

4 施策の実施について

「辰野町 DX 推進戦略」の基本方針に基づき、辰野町 DX 推進分類 (1)・(2) については国・県と歩調を合わせて実施します。

(3) については、別途「辰野町 DX 推進戦略アクションプラン」を策定し推進します。